

# 公益社団法人宇和島青年会議所 役員選出方法に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、本会定款第16条により、本会の役員の選出方法を定めたものである。

## 第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第2条 理事長及び理事を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会（以下、管理委員会という）を置く。

(委員)

第3条 管理委員会の定員は正会員10名以内とし毎年6月理事会日までに理事長が理事会の承認を得て、選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 管理委員会は互選により委員長、副委員長各1名を定める。委員長は当委員会の会務を総括する。但し、委員長事故あるときは副委員長がこれを代行する。

(任期)

第5条 管理委員会は、全役員の決定をもって解散する。

(報告)

第6条 管理委員会は選挙事務処理が完了した時には理事長に報告書を提出しなければならない。

(告示)

第7条 役員の選挙に関する告示はすべて管理委員長の名をもって文書により通知する。

## 第3章 理事長選挙に関する事項

(選挙権)

第8条 本会の正会員は各自1個の理事長の選挙権を有する。但し、選挙人名簿確定日までに会費を納

入しない正会員はこれを有しない。

(被選挙権)

第9条 本会に在籍満2年以上の正会員は理事長の被選挙権を有する。但し、次の各号に掲げる会員は被選挙権を有しないものとする。

- (1) 選挙人名簿確定の前日、12ヶ月の例会及び委員会の出席率がそれぞれ60%以下の正会員。
- (2) 選挙人名簿確定の日までに当該年度の会費を納入していない正会員。

(立候補)

第10条 被選挙権者が理事長の候補となる場合は、選挙権を有する3名以上の正会員の推薦を必要とし、所定の用紙に必要事項を記入し、所信表明及び推薦文を添えて事務局を経て管理委員会に届けなければならない。ただし、郵送での提出は無効とする。

- 2 管理委員会は立候補の届出期間を定め、これを正会員に告示しなければならない。
- 3 管理委員会は審査を行い、候補者の資格が認められれば直ちにこの旨を正会員に告示しなければならない

(選挙人名簿)

第11条 理事長選挙の選挙人名簿は前条に規定された届出期間が経過した日に管理委員会において確定する。

(選挙人名簿の閲覧)

第12条 本会は選挙人名簿を事務局において随時正会員の閲覧に供する。

(投票)

第13条 投票は管理委員会所定の用紙を用い、毎年8月末日までの指定日に指定場所において無記名投票によって行う。

- 2 管理委員会は投票日及び投票場所を定め、これを正会員に告示しなければならない。

(委任状)

第14条 委任状は認められないものとする。

(立会人)

第15条 投票及び開票に際して2名以上の立会人を置く。立会人は正会員の中から管理委員会において指名する。

(当選者の確定)

第16条 当選人が有効投票の過半数を得ない場合には次点者と決選投票を行う。

- 2 第10条に規定された届出期間までに候補者の届出が1名の場合はそのままその候補者が当選人として確定する。

(総会への報告)

第17条 当選人が確定した時は、管理委員長は直ちにその旨、当選人氏名を告示し且つ総会に報告しなければならない。

(当選の無効)

第18条 当選人及びその推薦人がその選挙に関して本規則並びに定款諸規定に違反した時は、総会の議を得てその当選人を無効とし次点者が当選人となる。

(次年度理事長候補者)

第19条 当選者は総会の決議を得た後、理事会の承認を得て、次年度理事長候補者となる。

## 第4章 理事長選衡委員会に関する事項

(理事長選衡委員会)

第20条 第10条に規定された届出期間までに候補者の届出がない場合は、理事長は理事長選衡委員会(以下、選衡委員会という)を立ち上げ、選衡委員会は候補者を理事長の指定する日までに推薦し管理委員会に届出なければならない。

(委員)

第21条 選衡委員会委員については下記の通り定める。

- (1) 選衡委員の選定は理事長が理事会の承認を得て、選任する。
- (2) 選衡委員は理事長、理事長経験者及び正会員の中から7名以内選任する。
- (3) 選衡委員選任後は直ちに正会員に通知しなければならない。
- (4) 選衡委員会の座長は原則として直前理事長が行う。
- (5) 選衡委員会は次年度理事長候補者の決定をもって解散する。

(選衡委員会指名推薦による選出方法)

第22条 選衡委員会指名推薦の場合は、総会において選挙人名簿確定者による投票を行ない有効投票の過半数を得て選出する。但し、被推薦者は投票を行なわない。

## 第5章 理事及び監事の選任に関する事項

(次年度理事及び監事の定数)

第23条 次年度理事及び監事の定数は、定款第15条の規定する範囲内において、次年度理事長候補者と管理委員会が、理事会の承認を得て決定する。

(選挙権)

第24条 本会の正会員は各自1個の理事の選挙権及び監事の信任投票権を有する。但し、選挙人名簿確定の日までに会費を納入しない正会員はこれを有しない。

(被選挙権)

第25条 理事長及び次年度理事長候補者及び直前理事長を除く本会に在籍満1年以上の正会員は、すべて理事の被選挙権を有する。

(投票)

第26条 投票は管理委員会所定の用紙を用い毎年8月から11月末日までに指定の場所、日時において連記式無記名投票によって行う。

(委任状)

第27条 委任状は認められないものとする。

(立会人)

第28条 投票及び開票に際して2名以上の立会人をおく。立会人は正会員の中から管理委員会において指名する。

(選挙人名簿)

第29条 選挙人名簿は投票日までに管理委員会において確定する。

(当選者)

第30条 有効投票数の多数を得たものを当選とする。但し下位同点者がある場合はその者につき再投票を行う。

(指名理事)

第31条 次年度理事定数の内3分の1以内を次年度理事長候補者が指名する事ができる。

(次年度理事予定者)

第32条 当選人及び第31条において指名された者は、総会での決議を得て、次年度理事予定者となる。

(監事の選出)

第33条 監事の選出については、理事会に於いて候補者を指名推薦し、総会に於いて選挙人名簿確定者による信任投票を行い、有効投票の過半数を得て確定する。なお、信任投票は理事選任の前に行う。但し、被推薦者は投票を行わない。

## 第5章 役員補充に関する事項

(役員補充)

第34条 任期満了前、役員に欠員を生じた時、理事長の場合は副理事長より、理事の場合は理事長に委嘱して正会員中より選出して総会にて決定する。監事の場合は第33条の選出方法による。副理事長・専務理事の場合は理事長が理事の中から選任する。

2 理事長は必要とする場合は定款第15条に定める範囲内で若干名の理事を正会員中より総会の承認を得て選出することができる

## 第6章 その他

(細則)

第35条 管理委員会はその運営のため総会の承認を得て細則を作ることが出来る。

附則

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 (平成27年4月16日改定)

1 本規程の一部改定は、平成27年4月16日から施行する。